

On Possibilities for disaster prevention education in junior high school Social Studies Curriculum (2): Learning Content in the Field of Civics

SUMITOMO Tsuyoshi

With current course of study for Civics classes in junior high school Social Studies course guidelines as a starting point, this study examines possible ways to incorporate disaster prevention learning into the curriculum.

This study concludes that it is feasible to incorporate instruction both in disaster prevention education and in post-disaster reconstruction into already existing modules such as "Local Government," "Resources and Energy," and "Sustainable Societies," etc. Also, from the perspective of promoting student participation and citizens' rights education, instruction in disaster prevention and reconstruction is necessary. Moreover, it is quite feasible to introduce learning about disaster prevention and reconstruction through the effective use of already existing Civics textbooks.

As also noted in this study, examples of prior research and practice in the field of Social Studies pedagogy that focus on disaster prevention and reconstruction in Civics classes are still few. Thus, it is necessary to build on the limited number of existing studies and surveys to develop research and practice on pedagogy in Civics instruction concerning disaster prevention. This will, at the same time, pose new questions about theories of Social Studies education, as well as research and practice concerning disaster prevention education.

中学校社会科における防災学習の可能性(2)

—— 公民的分野の学習内容を中心に ——

住 友 剛

SUMITOMO Tsuyoshi

はじめに——本稿の課題意識と各節の構成

本稿は現行の中学校社会科公民的分野（以後「公民的分野」と略）の学習指導要領の内容を前提として、そこでどのような防災学習が可能かについて考察したものである。また、「中学校社会科における防災学習の可能性(1) — 地理的分野の学習内容を中心に —」（以後「拙稿(1)」と略）の続編ともいえるものである。

さて、拙稿(1)でも述べたとおり、「防災学習」あるいは「防災教育」というと、たとえば子どもたちの避難行動を促すための体験活動や、あるいは防災に関するフィールドワークなどを中心とした学習など、学校のカリキュラムでいえば特別活動や総合的学習の時間の取り組みが思い浮かぶ。ただ拙稿(1)でも検討を行ったが、実際には現行の中学校社会科の学習指導要領において、特に地理的分野では防災をテーマにした学習をさまざまな場面で行うことが可能である。また、数は少ないものの、すでに中学校社会科の地理的分野（以後「地理的分野」と略）において、具体的に防災をテーマにした学習に取り組んだ実践報告も出されている。したがって拙稿(1)では、現場教職員の創意工夫さえあれば、ある程度まで中学校社会科地理的分野においても防災学習に取り組むことは可能だということを示しておいた。

では、地理的分野だけでなく、公民的分野においても防災学習はカリキュラム上、可能かどうか。また、可能であるとするならば、どのような課題意識やテーマに即して、どのような授業内容が構想できるのか。すでにある公民的分野での防災学習に取り組んだ事例はあるのか。また、いまある公民的分野の教科書の内容に、防災学習に関することは盛り込まれているのか。このようなことについて、本稿では詳しく検討をすすめていくことにしたい。なお、本稿では直接的に災害を防ぐことに関する学習だけでなく、災害発生後の各地域の復興をテーマにした学習内容についても、防災学習のなかに位置づけて検討を行うことにする。

そこで、本稿1ではまず、現行の中学校社会科の学習指導要領の内容に即して、防災学習が公民的分野のカリキュラムに位置づけることが可能かどうかを検討する。その際、2017年3

月に公示された次期学習指導要領の内容も適宜、参照することとする。次の2では、既存の公民的分野の教科書のなかで、防災学習に関連する内容が扱われているかどうかを検討する。そして3では先行事例を検討した上で、実際に公民的分野での防災学習としてどのような課題意識・テーマでの授業が可能か、具体例を示すこととしたい。

1. 公民的分野における防災学習の位置づけ

(1) 現行の中学校学習指導要領の内容をふまえると

公民的分野における防災学習の位置づけが地理的分野のそれとは異なるのは、現行の中学校学習指導要領（2008（平成20）年3月）や『中学校学習指導要領解説社会編（平成20年9月）』の内容には、防災学習に関する直接的な記述が見られないことである。

たとえば地理的分野であれば、現行の中学校学習指導要領の社会科地理的分野の「(2) 日本の様々な地域」の「イ 世界と比べた日本の地域的な特色」において、「(ア) 自然環境」の内容のひとつとして、「自然災害と防災への努力」を扱うことが可能である。また、同じく「ウ 日本の諸地域」の「(ア) 自然環境を中核とした考察」においても「地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える」という内容が含まれている¹。したがって、地理的分野については、学習指導要領の内容に即した形で防災学習をすすめていくことが可能である。この点については拙稿(1)でも述べたとおりである。

しかしながら公民的分野では、先述のとおり、現行の学習指導要領及び『中学校学習指導要領解説社会編（平成20年9月）』の内容には、防災学習に関する直接的な記述は見られない。となれば、いまの公民的分野の内容に含まれているものと結びつけながら、「防災」というテーマに関連した題材を取り上げ、学習をすすめていくことを構想しなければならない。

その際、参考になるのは、小学校学習指導要領の内容である。実は小学校3～4年生の社会科の学習内容のなかに、次のような事項が含まれている。

(4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。

ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。

イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること²。

ちなみに、小学校学習指導要領の「内容の取扱い」において、ここでいう災害は「火災、風

水害、地震などの中から選択」³して取り上げるものとされている。

このような小学校3～4年生の社会科の学習内容と中学校社会科、特に公民的分野との有機的な連携を図るとするならば、たとえば防災学習を「(3) 私たちと政治」の「イ 民主政治と政治参加」の内容と関連づけて行う方法が考えられる。

具体的に言えば、『中学校学習指導要領解説社会編(平成20年版)』では、「地域社会における住民の福祉は住民の自発的努力によって実現するものであり、住民参加による住民自治に基づくものであること」⁴との記述がある。その「住民参加や住民の自発的努力による地方自治」の具体的な事例として、たとえば地域社会の人々による防災の取り組みや地方自治体(地方公共団体)による防災体制の整備、あるいは大災害発生後の「復興のまちづくり」の取り組みなどを取り上げ、公民的分野での防災学習に位置づけることが可能である。実際、次の本稿2で見ると、現在入手可能な公民的分野の教科書のなかには、防災・復興のまちづくりと住民参加、NPO・NGOやボランティアの担う役割等に関する記述を含むものが多い。

また、この「防災・復興のまちづくりと住民参加」の例にならって、現行の学習指導要領上の公民的分野の学習内容を何らかの形で防災・復興というテーマに結び付けるならば、次のような提案も可能である。

たとえば公民的分野の「(2) 私たちと経済」の「イ 国民の生活と政府の役割」の内容に関連して、たとえば水害に備えて河川の堤防や津波・高潮に備えての防潮堤の建設、災害発生時の住民の避難場所の整備、復興住宅の建設、災害で壊れた道路や鉄道などの補修・改修などのように、国や地方自治体のすすめる防災・復興のための社会資本の整備を取り上げることも可能であろう。

あるいは、「(4) 私たちと国際社会の諸課題」で取り扱う「地球環境、資源・エネルギー」などの諸課題のなかに、防災や復興に関するテーマを盛り込むことも可能である。たとえば福島第一原子力発電所の事故と今後の原子力発電のあり方について検討することは、ただ単に資源・エネルギー問題について検討するだけでなく、まさに「イ よりよい社会を目指して」が取り扱う「持続可能な社会」の形成という課題を検討することにも結びつく。また、地球温暖化に伴う気候変動と、これに伴って生じる洪水・干ばつといった災害も、諸外国における災害という観点から位置づけることが可能である。このような災害に直面した諸外国に対して、日本としてどのような支援が可能かを考えることも、「国際社会における我が国の役割について考えさせる」という内容に即しているといえる。

ちなみに、「3 内容の取扱い」には、「イ 生徒が内容の基本的な意味を理解できるように配慮し、日常の社会生活と関連付けながら具体的事例を通して政治や経済などについての見方や考え方の基礎が養えるようにすること」⁵という記述がある。この記述の趣旨を活かして、

たとえば東日本大震災や阪神淡路大震災、中越地震などの近年の日本の災害を取り上げて、それをふまえて政治や経済などについての見方・考え方の基礎を養っていくように、公民的分野において防災・復興に関する学習内容を工夫することは、今後、十分、検討に値するものである。

(2) 主権者教育の観点から考えると

さて、公民的分野の目標である「国民主権を担う公民としての必要な基礎的教養を培う」ことや、「社会の諸問題に着目させ、自ら考えようとする態度を育てる」等に照らして考えるならば、中学生たちが自分の暮らす「まち」の諸課題のひとつとして防災・復興に関する問題を何かひとつ取り上げ、実際に調査・見学を行い、その結果をふまえて問題をどのように解決すべきかを考え、自分の意見をまとめて適切に表現するような課題探求型の学習を行うことは、現行学習指導要領の趣旨にも沿うものである。

実際、「(3) 私たちと政治」の「イ 民主政治と政治参加」においては、「内容の取扱い」において「調査や見学などを通して具体的に理解させること」が求められている。したがって、たとえば地方自治体における防災・復興の取り組みについて、中学生たちが何か自分の暮らす「まち」の課題としてテーマを見つけ、フィールドワークなどを通して具体的に考えることは、現行の学習指導要領上、可能である。

また、同様に考えると、前出「イ よりよい社会を目指して」の課題探求型学習のテーマのひとつとして、防災・復興を位置づけることもできる。これについても、「内容の取扱い」において、「身近な地域の生活や我が国の取組との関連性に着目させ、世界的な視野と地域的な視点に立って探究させること」とある。自分の暮らす「まち」の防災・復興の課題は、まさに「身近な地域の生活」の課題に他ならない。

このように中学生を含む子どもたちが、防災・復興の課題を含む「身近な地域の生活」の諸課題に取り組むことの重要性は、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の趣旨に即した「子どもの参加・参画」の推進や、「18歳選挙権」の実施（2016年）に伴う主権者教育の活性化という観点からも主張されてきたことである。たとえば「18歳選挙権」の実施や「子どもの参加・参画」に関する諸課題に取り組んできた林大介は、東日本大震災の被災地の子どもたちとの交流の経験をふまえて、次のように言う。

被災地で成長している子どもたちは、数年後にはおとなになる。しかし、おとなになってから社会の担い手としてみなされるのではなく、いま、この時も、その町の住民であり、地域社会の担い手であるのは事実である。被災地の子どもたちが、自分が生活している町

の将来に絶望を感じてしまうのか、それとも希望を見出せるのかは、「消滅可能性自治体」としても取り上げられている沿岸地域の自治体において、よりいっそう死活問題となっていくであろう⁶。

子どもたちを取り巻く環境も安定はせず、さまざまな意見もあるが、被災地の子どもがその町や地域の担い手になるためには、自分が活躍できるという体験が欠かせない。「郷土愛」というのは、まさに、上から押し付けられたり、おとなから教わるものではなく、自分が生活している地域のなかで居場所を感じ、必要とされていることや、自分にできることを感じるものがあってこそ、培われるものであろう⁷。

また、安部芳絵の調査研究によると、東日本大震災で被災した63の市町村の復興計画の策定において、中高生の参加する「こども復興会議」（岩手県大船渡市）の開催のように、何らかの子ども参加の取り組みが見られたのは11の市町村、全体の2割弱であるという⁸。

以上のとおり、東日本大震災発生後の復興計画づくりなどを通じて、中学生を含む子どもたちをそれぞれの「まち」の自治や地域社会の担い手として育んでいく取り組みの重要性は、従来、子どもの権利条約にもとづく「子どもの参加・参画」の推進に取り組んできた人々の側から主張されてきたことである。また、このような「子どもの参加・参画」を意識した諸活動は、「18歳選挙権」の時代を迎えた今日、本稿で取り扱う公民的分野での防災・復興に関する学習においても、それ以外の学校での取り組みにおいても重視されなければならないことは、あらためて言うまでもない。

(3) 次期学習指導要領の内容に照らして

ところで2017年3月、次期の小中学校の学習指導要領が告示された。このうちの次期の中学校学習指導要領の社会科、特に公民的分野において、防災や復興に関する学習内容はどのように扱われているのだろうか。ここで簡単ではあるが、検討しておきたい。

次期の中学校学習指導要領の公民的分野において、直接的に防災や復興というテーマについて記述した箇所は、「A 私たちと現代社会」の「(1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色」の内容に関連して、「災害時における防災情報の発信・活用などの具体的事例を取り上げたりすること」という部分である。これは「現代社会と文化の特色」のひとつである「情報化」に関する学習内容について述べたものである。したがって、たとえば地震・津波や台風・大雨・洪水などの災害発生時におけるマスメディアの役割や、災害発生時あるいは復興のまちづくりなどに関するSNS利用のあり方、など、このテーマに関連した公民的分野での防災・復興に

関する学習が期待できる。

ただ、次期中学校学習指導要領の公民的分野においては、特にこれ以外に直接的に防災や復興というテーマに関する記述は見られない。ただし、本稿1（1）及び（2）で述べたとおり、たとえば「地方自治」「社会資本」「地球環境、資源・エネルギー」「持続可能な社会」といった諸課題についての学習は、従来どおり次期中学校学習指導要領にも盛り込まれている。また、従来どおり、「日常の社会生活と関連づけながら具体的事例を通して」の学習も「内容の取扱い」として求められているところである。

これに加えて、直接的に防災・復興というテーマを扱うわけではないが、中学校社会科全体の「内容の取扱い」として、下記引用部分のような記述がある。この部分に注目すると、たとえば公民的分野における「防災・復興のまちづくり」というテーマに即して、中学生たちがフィールドワークや専門家・地域の人々などからの聴き取り、資料の検討等をふまえ、より課題追究型の学習を積極的に行い、自分の暮らす地方自治体などに提案し、社会参加・参画を促していくことも可能であろう。

ウ 分野全体を通して、課題の解決に向けて習得した知識を活用して、事実を基に多面的多角的に考察、構想したことを説明したり、論拠を基に自分の意見を説明、論述させたりすることにより、思考力、判断力、表現力等を養うこと。また、考察、構想させる場合には、資料を読み取らせて解釈させたり、議論などを行って考えを深めさせたりするなどの工夫をすること。

エ 合意形成や社会参画を視野に入れながら、取り上げた課題について構想したことを、妥当性や効果、実現可能性などを踏まえて表現できるよう指導すること。

オ 分野の内容に関係する専門家や関係諸機関などと円滑な連携・協働を図り、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動を充実させること⁹。

以上のように、2008年版学習指導要領においても、中学校公民的分野では学校現場の取り組み方次第で防災・復興に関する学習は実施可能であったが、次期（2017年版）の学習指導要領でも同様に可能である。むしろ、次期学習指導要領における社会科全体の「内容の取扱い」の趣旨からすると、公民的分野では積極的に何らかの形で「防災・復興」などのテーマを取り上げ、課題追究型の学習活動を充実させたほうが、その趣旨に合致した取り組みになるといえる。

2. 公民的分野の教科書における防災関連の内容の扱い

(1) 現在入手可能な教科書ではどのような記述が見られるか

1で述べたとおり、現行(2008年版)中学校学習指導要領の公民的分野の内容においても、学校現場の工夫次第で防災や復興に関する学習活動を行うことは十分、可能である。だとすれば、1で述べたような学習指導要領の解釈に即して、公民的分野の教科書の内容に防災や復興に関する記述を盛り込むことも可能ではなからうか。そこで2においては、現在入手可能な公民的分野の教科書において、防災・復興に関する内容がどのように取り扱われているかを検討しておきたい。

別掲の表1-1、1-2は、いずれも現在入手可能な公民的分野の教科書のなかで、「防災」あるいは「災害」「(災害発生後の)復興」に関する記述が見られる箇所をリストアップしたものである。なお、特に断りが無い限り、表1-1・1-2でいう「防災」や「災害」「復興」に関する内容は、東日本大震災(2011年3月11日発生)を指している。

(2) 実際の記述内容を検討すると

表1-1及び1-2からもわかるとおり、程度の差こそあれ、現在入手可能な公民的分野の教科書では、何らかの形で防災(災害、復興)に関する記述が見られる。その傾向をまとめると、およそ次のとおりである。

① 取り上げている災害について

基本的に東日本大震災に関する内容が中心であるが、内容によっては阪神淡路大震災や中越地震などに関するものも見られる。その一方で、大雨・洪水・台風・大雪といった他の自然災害に関する内容は、あまり見られない。過去に地震・津波以外にも何らかの大きな災害が起きているような学校においては、教科書の内容を離れて、あえて別の自然災害を取り上げた形で学習活動を検討することも必要であろう。

なお、海外で起きた大災害(たとえば2004年のスマトラ沖地震・津波)を取り上げて、日本の防災協力や復興支援などに言及している教科書もあった。

② 7社すべての教科書が取り扱っているテーマについて

まず、地方自治と防災・復興、防災や復興という観点からの住民参加の地域社会づくり・まちづくりといったテーマや、防災・復興などの取り組みにおけるNPO・NGO、ボランティア

表1-1

| 教科書名 (出版社名) | 「防災」関連の記述 (○印は1ページ以上の内容があるもの) |
|-----------------------------|---|
| 新編新しい社会 公民 (東京書籍) | <p>○持続可能な社会に向けて (防災・復興と社会参画、ボランティア) p.14～15</p> <p>防災と私たち—岩手県釜石市の中学生に学ぶ— p.15</p> <p>伝統文化の継承と私たち (宮城県石巻市の復興輪太鼓) p.23</p> <p>日本の平和主義 (自衛隊の災害派遣) p.43</p> <p>住民参加の拡大と私たち (被災地復興、災害から人々を守るまちづくり) p.109</p> <p>○東日本大震災からの復興と防災—仙台市を例に考える p.112～113</p> <p>未来を創る中学生 (宮城県・女川第一中学校の生徒の石碑、防災対策についての世界防災閣僚会議での意見発表) p.113</p> <p>地球温暖化と気候変動 (干ばつ、洪水、海面上昇など) p.178</p> <p>資源・エネルギー問題 (福島第一原発事故) p.181</p> <p>○日本のエネルギー政策のこれから (原発事故とその影響、福島県の復興) p.182～183</p> <p>貧困問題 (飢餓の背景に大規模な自然災害などとの記述) p.185</p> |
| 新しい公民教科書 (自由社) | <p>○天皇のお仕事 (被災地訪問) p.60～61</p> <p>わが国の安全保障の課題 (自衛隊の災害派遣、東日本及び阪神淡路の両震災) p.75</p> <p>地方自治の課題 (被災自治体への国からの復興支援) p.104</p> <p>エネルギーと資源の未来 (福島第一原発事故) p.173</p> <p>○地球環境問題と国際協力 (温暖化にともなう洪水、干ばつの多発、砂漠化など) p.174～175</p> |
| 新編新しいみんなの公民 (育鵬社) | <p>家族と郷土 (東日本大震災と郷土愛、公共の精神) p.19</p> <p>私たちと地方自治 (自治体の災害対策、復旧作業) p.113</p> <p>○政府の仕事 (防災・減災と国土強靱化、インフラの整備、防災教育など) p.156～157</p> <p>○東日本大震災—国民の絆、世界の絆 (釜石の出来事 (中学生の活躍)、自分を犠牲に住民守った公務員、国際的な支援) p.194～195</p> <p>地球的規模の環境問題 (温暖化、砂漠化、干ばつなど) p.196</p> <p>○資源・エネルギー問題 (福島第一原発事故) p.200～201</p> <p>人口の急増と食料問題 (干ばつや洪水などの自然災害、砂漠化) p.203</p> |
| 中学公民 日本 の社会と世界 (清水書院) | <p>○持続可能な未来へ (東日本大震災と福島第一原発事故) p.22～23</p> <p>市民参加の地域づくり (阪神淡路大震災後の神戸市真野地区) p.89</p> <p>○地域活性化・復興に向けた地域の取り組み (宮城県石巻市の地域復興への子ども参加、東京都板橋区高島平地区での中学生参加の防災訓練) p.90～91</p> <p>人口の増加とかぎりある資源 (福島第一原発事故) p.175</p> <p>○かけがえのない地球 (温暖化による海面上昇、砂漠化の進行) p.176～177</p> <p>○地球環境の危機 (温暖化に伴って予想される世界各地での影響) p.178～179</p> |

表1-2

| 教科書名 (出版社名) | 「防災」関連の記述 (○印は1ページ以上の内容があるもの) |
|---|---|
| <p>中学社会公民 ともに生きる (教育出版)</p> | <p>○いまを生きるということ 東日本大震災以降の現在の社会(宮城県女川町の中学生の俳句、石碑づくり等) p.12~13 世代を超えたつながりへ(被災地の復興と多世代交流、中越地震) p.16 ○つなげたい、日本の伝統や文化(助け合い、協力し合う姿。石巻市の中学生による復興“輪”太鼓) p.22~23 住民参加で地域をつくる(新潟・巻原発の住民投票) p.110 ○暮らしやすいまちづくりへ(NPOとの協働、防災に関する社会資本整備) p.164~165 ○国際社会の「理想と現実」(海外からの東日本大震災時の支援、日本から海外への災害時の支援) p.178~179 ○なくてはならない食糧と水(干ばつや洪水などの自然災害) p.200~201 ○これからの資源エネルギー(福島原発事故) p.202~203 ○「生命の星」を守るために(台風や豪雨、干ばつ、海面上昇など) p.204~205</p> |
| <p>社会科中学生の 公民 より良い 社会をめざして (帝国書院)</p> | <p>東日本大震災で再確認された「助け合い」や「和」の精神 p.14 震災で再認識された家族との「きずな」 p.18 ○地域のなかで生きる私たち(ボランティア、仮設住宅の自治会) p.20~21 日本の平和主義(自衛隊の災害派遣) p.41 これからの地方自治(防災やまちづくりへの住民参加) p.95 ○防災とまちづくり~安全・安心なまちをめざす地方公共団体の取り組み~(神戸市(中学生の活動を含む)、鹿児島県、東京都) p.98~99 東日本大震災における企業のとりくみ(宅配会社Y社) p.133 国際社会のよりよい発展(スマトラ沖地震でのNGOの活動) p.133 ○地球規模で広がる環境問題(温暖化による洪水、干ばつ) p.186~187 ○資源・エネルギー問題(福島第一原発事故) p.190~191</p> |
| <p>中学社会公民的 分野(日本文教 出版)</p> | <p>○持続可能な社会(東日本大震災、福島第一原発事故) p.10~11 受けつぎ、創造する日本の文化(震災発生時の人々の自制的行動) p.18 地方公共団体の仕事としくみ(和歌山市・災害対策基本条例) p.89 ○大災害に強いくらしをきざく一東日本大震災における取り組み一(自助、共助、公助。釜石市の中学生の行動) p.104~105 ○資源・エネルギー問題(福島第一原発事故) p.194~195 ○地球規模の環境問題(洪水・暴風雨、干ばつ、熱波等) p.196~197 ○未来の地球をともに考える(日本から海外への防災面での支援) p.200~201 レポート課題例5 災害にそなえるには 防災・減災の観点 p.211</p> |

の果たす役割に注目した教科書が多い。

続いて、「資源・エネルギー問題」の観点から原子力発電のあり方を考える際に、東日本大

震災と福島第一原子力発電所の事故に関する諸問題を取り上げる教科書が多い。

さらに地球規模の環境問題」や「地球温暖化と気候変動」という観点から、温暖化に伴う砂漠化、干ばつや洪水の発生、海面上昇などの自然災害が発生する危険性を説明する教科書が多い。

この3つのテーマについては、防災・復興というテーマに関連して、今回取り上げた7社の教科書すべてが何らかの記述を行っている。したがって、本稿1（1）や（2）で述べたとおり、たとえば「地方自治」「地球環境、資源・エネルギー問題」といった公民的分野の内容に即して、教科書を使った形で防災・復興に関する学習を行うことが可能である。

③ 教科書によって記述内容が異なるもの

一方、教科書によって記述内容が異なるものもある。たとえば、次のとおりである。

- ・「持続可能な社会」の形成という観点から防災や復興の取り組みを位置づける教科書が多い（4社）が、必ずしも7社すべてというわけではない。
- ・日本から諸外国への防災や復興の取り組みへの支援や、東日本大震災発生後の諸外国から日本への支援など、国際社会の諸課題として防災・復興に関する内容を扱った教科書もある（4社）。
- ・天皇の被災地訪問（1社）や、自衛隊の災害派遣に言及した教科書もある（3社）が、これもすべてというわけではない。ただし、直接文中で記述していないが、写真で天皇の被災地訪問・自衛隊の災害派遣を扱った教科書もあった。
- ・災害発生後の「助け合い」「和」の精神、郷土愛、家族のきずな、地域の伝統文化の継承といったテーマに言及した教科書もある。
- ・インフラ整備や防災教育など、防災・減災に関する政府や地方自治体（地方公共団体）の役割に言及した教科書は2社だけである。
- ・「課題追究型」の学習のテーマのひとつに「防災・減災」を位置づけている教科書もある（1社）。

上記の諸テーマについても、いずれも本稿1（1）（2）で述べた公民的分野の内容に、何らかの形で防災・復興に関する学習を持ち込もうと試みたものと理解することができる。ただ、たとえば「課題追究型」の学習テーマに防災・減災や復興を位置づけることは、本稿1（1）（2）で述べた公民的分野の内容からすると、もっと積極的に行われてもよい。またインフラ整備や防災教育など、防災・減災に関する社会資本の整備に果たす政府・地方自治体の役割について

も、もっと積極的に教科書において取り上げてもよい内容だと思われる。

なお、公民的分野の教科書における災害発生後の「助け合い」や「和」の精神、家族のきずななどの内容については、実際に授業を行う際には、たとえば「東日本大震災では『絆』というマジック・ワードを使うことにより、東京の人たちが勝手に考え、押し付ける『支援』や『被災者』のイメージができあがってしまったのでないか」¹⁰といった批判にも留意した取扱いをする必要があるのではなかろうか。

④ 防災や復興に関する取り組みに積極的に参加する子どものイメージ

次ページの表2は、7社の公民的分野の教科書において使われている子どもの写真(表1-1・1-2に掲載したものを除く)を示したものである。この表2と、前掲の表1-1、1-2の内容を併せて見てほしい。

表2及び表1-1・1-2の内容からわかるように、現在入手可能な公民的分野の教科書のなかには、中学生の取り組みを中心に、積極的に防災・復興に関する活動に参加・参画する子どものイメージが語られているものがある。特に表2で示した写真の例でいうと、たとえば東日本大震災発生後の被災地域における中学生たちの取り組みが、公民的分野の3社の教科書で取り上げられている。また、表1-1・1-2で取り上げた教科書のなかには、たとえば地域の伝統文化(太鼓)の復活に取り組んだ宮城県石巻市の中学生や、宮城県女川町の女川第一中学校¹¹(当時)の「いのちの石碑」プロジェクト、岩手県釜石市の中学生たちの東日本大震災発生時の行動¹²なども取り上げたものがある。

本稿1(2)でも述べたとおり、「18歳選挙権」の実現した今日、今後さらに主権者教育を活性化させたり、地方自治体レベルでの子どもの参加・参画を促すという観点から見ても、公民的分野の教科書において、積極的に地域社会の防災・復興に関する諸活動に取り組む子どものイメージが語られることは、きわめて重要なことと思われる。その点で、防災・復興に関する子どもの参加・参画の取り組みが語られていない教科書は、今後の改訂に際して、何らかの修正が必要である。また、そのような教科書を使用して防災・復興に関する学習を行う場合は、たとえば被災地の復興に関する子どもの意見表明の重要性など、子どもの参加・参画を促すような働きかけを、教員の側から授業のなかで行っていくことも必要不可欠である。

3. 公民的分野での防災学習の先行研究・実践例について

1や2で述べたとおり、公民的分野においても地理的分野と同様、現行の学習指導要領の何らかの内容をふまえ、ある程度までは防災・復興に関する学習を行うことが可能である。また、

表2

| 教科書名 (出版社名) | 防災・復興に関する日本の子どもの活動を示す写真 |
|-----------------------------|--|
| 新編新しい社会公民 (東京書籍) | 女川いのちの石碑 (宮城県女川町の中学生) 東日本大震災の被災地で取材をする滋賀県の高校生 (福島県いわき市) 津波被害を想定した防災マップをつくる中学生 (和歌山県田辺市) 福島県相馬市の高校生の太鼓演奏 |
| 新しい公民教科書 (自由社) | なし |
| 新編新しいみんなの公民 (育鵬社) | 被災後井戸で洗濯する母を手伝う小学生 (岩手県大船渡市) |
| 中学公民 日本の社会と世界 (清水書院) | なし |
| 中学社会公民とともに生きる (教育出版) | 被災地の仮設住宅でジャズ演奏する中学生 (宮城県名取市) 救援物資を運ぶ被災地の中学生 (岩手県宮古市) 被災した子どもたちを招いて開かれた中学生によるコンサート (兵庫県西宮市) 地域の名産品を販売する中学生 (東京都で宮城県の復興支援) 復興計画について意見発表する中学生 (福島県相馬市) 国連の代表と意見を交換しあう中学生 (仙台市) 1.17 希望の灯りを分灯する中学生 (神戸市) 被災地の中学校での卒業式で手をつなぐ (仙台市) 防災への誓いを述べる生徒 (鹿児島市) 国際会議で行われた「再生可能エネルギー」についての意見交換 (福島県南相馬市) |
| 社会科中学生の公民より良い社会をめざして (帝国書院) | 大雨による洪水でよごれた道路を清掃する中学生 (京都市) 「全国生徒会サミット」で、東日本大震災からの復興やまちづくりのアイデアを発表する福島県の中学生 (岩手県釜石市) |
| 中学社会公民的分野 (日本文教出版) | 復興太鼓を披露する中学生 (宮城県石巻市) |

そのことを前提にして、現在入手可能な公民的分野の教科書においても、個々の教科書によって盛り込まれている内容にばらつきがあるが、それでもなお、さまざまな形で防災・復興に関する学習内容が含まれている。だとすれば、今の中学校社会科の担当教員や社会科教育論の研究者の間で、もっと積極的に防災・復興をテーマとした学習を取り上げ、研究・実践が行われ

てしかるべきであろう。

では、これまでの公民的分野での防災学習について、社会科教育論の領域ではどのような先行研究や授業実践例があるのか。その実情を見ておきたい。

まず、先行研究の動向である。たとえば全国社会科教育学会の学会誌『社会科研究』の第69号(2008年)～第85号(2016年)を見る限り、公民的分野で防災を扱った論文・実践報告は掲載されていなかった。一方、国立情報学研究所の論文検索システム CiNii¹³でも同じく「公民的分野」「防災」というキーワードを入れて検索すると、2件の文献しかヒットしなかった。また、総合電子ジャーナルプラットフォーム J-STAGE¹⁴で「公民的分野」「防災」というキーワードを入れて検索すると、13件の文献がヒットした。ただし、このうち13件のうち、実際PDFファイルを閲覧し、明らかに公民的分野での防災学習をテーマにしたものと確認できたものは、1件である。そこで、この3件を並べてみると、下記のとおりである。

- (ア) 田中皓介・神田佑亮・藤井聡「公共政策をめぐるドミナント・ストーリーの中学校公民教科書における記述内容の検証」『土木学会論文集H(教育)』第71巻第1号、2015年 (J-STAGEで確認できた論文はこれのみであった)
- (イ) 國原 幸一朗「地方議会における争点をふまえた公民の授業：東海豪雨と東日本大震災を事例として」『名古屋学院大学論集、人文・自然科学篇』第53巻第2号、2017年
- (ウ) 岩下真也「公民的分野 私たちと現代社会：防災情報の発信・活用を充実した授業モデル 地域の「共助」を高める」『社会科教育』第53巻第12号、2016年

(ア)は、土木工学の研究者の立場から、公民的分野の教科書における公共事業の役割についての記述内容を検討したものである。ここで(ア)の著者たちは、「公共事業は社会インフラを整備し、自然災害に対して安全・安心な国土や良質な生活環境を構築し、さらには活発な経済活動を支える極めて重要なものである。特に近年では、老朽化したインフラの更新や、災害に対して強くしなやかな国土の形成を目指す国土強靱化政策の推進など、公共事業の必要性も高まりつつある」¹⁵と述べている。

ただし(ア)の著者らの主たる研究課題は、防災・復興に関する記述ではなく、財政再建などとの関連づけながら公共事業の削減等を教科書ではどのように論じられているかを検討したものである。したがってこの論文では、本稿が対象としているような防災・復興に関する学習内容を扱ったとはいえない。ただ、先ほどの引用部分のとおり、公共事業や社会資本の整備といった観点から防災・復興に関する政府・地方自治体の取り組みを位置づけることは、今の公

民的分野の教科書でも本稿2(1)で述べたとおり、あまり扱われていない。今後、このような切り口から防災・復興に関する学習の展開と、それに備えた教材開発などが必要であろう。

(イ)は、2000年の東海豪雨と2011年の東日本大震災を例として、中学校社会科公民的分野及び高等学校公民科の教材として、地方議会での首長や議員の質問・答弁などから、防災や復興に関する諸事業への合意形成の過程をどのように取り扱うかを検討したものである。ここで(イ)の著者は「災害や防災は、中学校社会科公民的分野や高等学校公民科の教科書や学習指導要領で直接的には述べられていないが、地域の現状と課題を関連付けながら地方自治の学習の中で学ばせることはできる」¹⁶と考えて、愛知県議会や名古屋市議会の議事録を活用し、防災に関する議論の争点を調べ、発表するという学習を構想している。

なお、(イ)の著者は災害・防災について「直接的には述べられていない」というが、少なくとも公民的分野の教科書については、本稿2(1)(2)で見たとおり、現在入手可能な教科書の範囲ではそれ相応に取上げられている。ただ、中学校学習指導要領の記述については、(イ)の著者が述べるとおりである。したがって、この(イ)の文献は、公民的分野での地方自治に関する学習のテーマとしての防災の可能性を示したという点で、数少ない貴重なものといえる。

一方(ウ)は、鹿児島県内で勤務する現職の公立中学校教員の立場から、次期(2017年版)中学校学習指導要領の公民的分野において、「情報化」に関する学習内容として防災に関する情報を扱うことになりそうだという前提に立って(本稿1(3)を参照)、実際にどのような実践が可能かを検討したものである。

ここで(ウ)の著者は、自助・共助・公助のうちの「共助」の観点から、たとえば地域の避難所はどこなのか等、「防災に関する学びを地域や自治体の他者に発信する活動を取り入れること」¹⁷を授業づくりのポイントに置いている。具体的に(ウ)の著者はひとつの授業モデルとして、たとえば鹿児島県薩摩川内市にある原子力発電所のことを念頭に置きながら、「原発の安全性」「安定したエネルギー供給」「原発の価格」「原発と地域振興」といった4つの論点を設定し、原子力発電の是非に関する討論番組を制作することを提案している。また、(ウ)の著者は、模擬的に作成した避難者・訪問者リストと学校の間取り図を示して、生徒たちにひとりひとりの避難者・訪問者の要望をふまえて、誰を、どこに誘導するのかを検討するという授業モデルも提案している。そして(ウ)の著者は、「地域へと防災情報を発信する活動を設定することで、授業は必然的にアクティブ・ラーニングとなり、積極的な社会参画を生む授業になるであろう。それは主体的に社会の形成に参画しようとする態度の育成へとつながっていくことが期待できる」¹⁸とも述べている。

このような(ウ)での諸提案は、福島第一原発事故などを中心に「資源・エネルギー問題」

から防災・復興の問題を考える取り組みなどにつながっていくという意味で、今後の実践の示唆に富むものである。なお、避難所運営に関する題材を通じての防災学習については、(ウ)の提案以外にも、たとえば仙台市立中田中学校・八木山南小学校による「“災害と防災”を“被災地”の視点でとらえた授業づくり(地域の人々の視点)」¹⁹や、森川禎彦「“災害と防災”を“対立と合意、効率と公正の視点”で捉えた授業づくり(政策立案の視点)」²⁰などもある。本稿では紙幅の関係上、この2つの実践報告についてこれ以上述べないが、紹介だけはしておきたい。

このように、公民的分野での防災学習に関する研究や実践報告は、まだまだ数が少ない。本稿1や2で述べたとおり、今後は現行及び次期の中学校学習指導要領や公民的分野の教科書の内容に即して、学校現場においてより活発に防災・復興に関する学習テーマを設定し、実践を積み重ねていく必要があると考える。また、そのためにも特に中学校公民的分野に関する社会科教育論において、今後、防災・復興に関する学習を促すための教材開発等をすすめていく必要があるだろう。

おわりに — 今後の防災教育研究に関する「提案」

結論的に言えば、本稿1・2でこれまで述べてきたとおり、現行及び次期の中学校学習指導要領の内容をふまえつつ、たとえば「地方自治」や「資源・エネルギー問題」「持続可能な社会」等の諸テーマに関連付けながら、何らかの形で防災・復興に関する学習を公民的分野で行っていくことは可能である。また、子どもの社会参加・参画や主権者教育の促進という観点から言えば、むしろ積極的に公民的分野で防災・復興に関する学習を行っていく必要がある。そして、現在入手可能な教科書を活用する形でも、防災・復興に関する学習は十分、展開可能なのである。

しかしながら、本稿3でも述べたとおり、現在の公民的分野に関する社会科教育論の領域では、まだまだ防災・復興に関する研究・実践の蓄積に乏しい。数少ない先行研究や実践報告を手がかりに、今後、地理的分野と同様、公民的分野においても防災・復興に関する研究・実践を積み重ねていく必要があることは、あらためて言うまでもない。

と同時に、拙稿(1)及び本稿を通じて、中学校社会科の地理的分野・公民的分野の両方において、防災・復興をテーマとした学習に関する研究・実践報告がまだ少ないのだとすると、それは社会科教育論の側だけでなく、もしかすると今の防災教育の研究・実践のあり方にも課題があるのかもしれない。その点について紙幅の許す範囲で、「今後の課題」として最後にひとつ提案しておきたい。

たとえば阪神淡路大震災発生後、長年にわたって兵庫県立舞子高校環境防災科の取り組みなどに携わってきた諏訪清二は、「災害は、災害を引き起こすかもしれない自然現象、災害対応、そして社会構造の三者のバランスによって発生し、社会が受ける被害の大小が決まってきます」²¹という。このうち社会構造について、諏訪は「例えば、大きな河川の下流地帯に広がる低地は自然的な素因で、洪水に対するぜい弱さになります。一方、耐震化されていない家屋が密集する地域は社会的な素因で、地震に対する脆弱さになります」²²ともいう。そして諏訪は「社会基盤が整っていない途上国で巨大な台風や火山噴火、地震、津波などの自然災害が発生したらどうなるか、近年発生したハイチの大地震、フィリピンの台風被害、ネパールの地震災害など、多数の大災害が物語っています」²³とも述べている。

ここで諏訪の言うことに引き付けて言えば、たとえば洪水の恐れのある「大きな河川の下流地帯に広がる低地」や、「耐震化されていない家屋が密集する地域」に人々が生活する背景には、その社会における政治的・経済的な要因（より端的に言えば貧困・差別など）の諸問題が背景にあるとも考えられる。これは社会科教育の領域でいえば、地理的分野と公民的分野が相互に関連しあう課題でもある。あるいは発展途上国における大災害の発生の背景にも、防災対策にまで政府・地方自治体が予算をかけられないといった形で、その国・その地域の経済発展上の問題が潜んでいるのではなかろうか。だとするならば、「社会構造」や「社会基盤」の問題こそ、まさに防災・復興というテーマに即して、小中学校の社会科や高校公民科・地理歴史科が積極的に取り扱っていかなければいけない課題なのではなかろうか。少なくとも、筆者としてはこのように考える次第である。

と同時に、では、今の防災教育研究においては、このような大災害発生の背景にある「社会構造」や「社会基盤」の問題にどのように取り組んでいたのだろうか。この点については、諏訪の著作『防災教育の不思議な力』を読んでも、あまり具体的ではない。もしかしたら防災教育研究においても、まだまだこのような「社会構造」や「社会基盤」に関する諸課題に目を向けた研究・実践が足りていないのかもしれない。だとするならば、今後は小中学校社会科や高校地理歴史科・公民科の研究・実践と防災教育の研究・実践とが相互に影響を及ぼしあいながら、このような大災害発生の背景にある「社会構造」や「社会基盤」の問題に迫っていくことが必要であろう。このことを、本稿のしめくくりの「提案」として述べておきたい。

【追記】

本稿は2016年度京都精華大学個人研究奨励費による研究成果の一部である。

(研究課題名：教職課程授業用テキストの作成（主に社会科公民科教育法、生徒・進路指導論を中心に))

注

- 1 以上の地理的分野における防災関連の内容については、文部科学省『中学校学習指導要領（平成20年3月告示）』東山書房、2008年 p.32～33
- 2 文部科学省『小学校学習指導要領（平成20年3月告示）』東京書籍、2008年、p.35
- 3 同上、p.36
- 4 文部科学省『中学校学習指導要領解説社会編（平成20年9月）』日本文教出版、2008年、p.111
- 5 文部科学省『中学校学習指導要領（平成20年3月告示）』東山書房、2008年 p.44
- 6 林大介『「18歳選挙権」で社会はどう変わるか』集英社新書、2016年、p.25～26
- 7 同上、p.28
- 8 安部芳絵『災害と子ども支援 復興のまちづくりに子ども参加を』学文社、2016年、p.143～144を参照。
- 9 次期中学校学習指導要領については、次の文部科学省ホームページを参照。
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/atfieldfile/2017/06/21/1384661_5.pdf（2017年4月10日確認）
- 10 洪井哲也『絆って言うな！』皓星社、2016年、p.14
- 11 宮城県女川町の女川第一中学校（当時）では、東日本大震災発生後、国語の授業で被災後の中学生たちの思いを俳句にする試みが行われた。その俳句に関する取り組みについては、小野智美編『女川一中生の句あの日から』（羽鳥書店（はとり文庫）2012年）を参照。また、女川第一中学校の生徒たちは、2012年7月に開催された世界防災閣僚会議 in 東北において基調報告を行っている。その基調報告の内容については、外務省の下記のホームページを参照。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/bousai_hilv_2012/onagawa_houkoku.html（2017年4月10日確認）
- 12 岩手県釜石市の防災教育や、それをふまえての東日本大震災及び津波発生後の小中学生の適切な避難行動については、NHK スペシャル取材班『釜石の奇跡』（イースト・プレス、2015年）を参照。
- 13 国立情報学研究所 NII 学術情報ナビゲータ [サイニイ] <http://ci.nii.ac.jp/>（2017年4月10日確認）
- 14 総合電子ジャーナルプラットフォーム J-STAGE <https://www.jstage.jst.go.jp/browse/-char/ja/>（2017年4月10日確認）
- 15 田中皓介・神田佑亮・藤井聡「公共政策をめぐるドミナント・ストーリーの中学校公民教科書における記述内容の検証」『土木学会論文集 H（教育）』第71巻第1号、2015年、p.39
- 16 國原 幸一朗「地方議会における争点をふまえた公民の授業：東海豪雨と東日本大震災を事例として」『名古屋学院大学論集. 人文・自然科学篇』第53巻第2号、2017年、p.95

- 17 岩下真也「公民的分野 私たちと現代社会：防災情報の発信・活用を充実した授業モデル 地域の「共助」を高める」『社会科教育』第53巻第12号、2016年、p.77
- 18 同上、p.79
- 19 全国社会科教育学会編『新社会科授業づくりハンドブック』明治図書、2015年、p.206～215を参照。
- 20 同上、p.216～226を参照。
- 21 諏訪清二『防災教育の不思議な力』岩波書店、2015年、p.83
- 22 同上、p.83～84
- 23 同上、p.84